

# 第 1 2 回草津市景観審議会会議録

平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日

草津市都市計画部都市計画課

- |   |       |   |       |
|---|-------|---|-------|
| 1 | 会議名称  | 草津市景観審議会  |       |
| 2 | 会議の日時 | 平成27年10月23日(金)  |       |
| 3 | 会議の場所 | 草津市役所4階行政委員会室   |       |
| 4 | 出席委員  | 秋山元秀委員(会長)<br>内田 宏委員<br>太田賢司委員<br>鹿野 央委員<br>壽崎かすみ委員<br>田井中恭子委員<br>高谷基彦委員<br>西尾幸子委員<br>西 孝委員<br>長谷川清一委員<br>福山聖子委員<br>正木千賀子委員<br>森川 稔委員 |       |
|   |       |   | 以上13名 |
| 5 | 欠席委員  | 宇野昌夫委員<br>富島義幸委員  |       |
|   |       |   | 以上 2名 |
| 6 | 事務局職員 | 草津市都市計画部部長  | 澤田圭弘  |
|   |       | 同 理事  | 川崎周太郎 |
|   |       | 同 総括副部長   | 青木敏   |
|   |       | 同 副部長   | 門地喜代春 |
|   |       | 同 都市計画課長  | 一浦辰己  |
|   |       | 同 都市計画課専門員  | 中野新識  |
|   |       | 同 都市計画課主事   | 佐藤賢   |

7 会議に付した事項

- (1) 太陽光発電設備等の設置に係る草津市景観計画の変更について

(午後 3 時 0 0 分開会)

○事務局           それでは、ただいまから草津市の景観審議会を開催させていただきたいと思ひます。

開会に当たりまして、私どもの都市計画部の澤田部長のほうから御挨拶申しあげます。

○澤田都市計画部長           皆さん、こんにちは。都市計画部の澤田でございます。

本日は、御多用のところ、草津市景観審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろは景観行政に係りまして何かと御指導・御協力いただきまして、重ねてお礼を申しあげたいと思ひます。

本日お知らせしております議題につきましては、今日まで御議論いただきました太陽光パネルの設置について、その基準ということで議論を重ねてまいりました。第 9 回の審議会から今日までの審議会でもいただいた御意見を、9 月からパブリックコメントをしまして、そこに寄せられた意見を踏まえまして整理をさせていただいたところでございます。

我が市では、平成 23 年 6 月から景観行政団体になりまして、その後、24 年に景観計画を策定いたしました。今回の太陽光パネルの基準によります初めての景観計画の変更ということになります。それに伴いまして、また市の条例も変更するということになりますので、このあたりの部分につきましても慎重な御審議をお願いしたいと思っております。

また、その他案件といたしまして、大津市と草津市が見る、見られるの関係での連携を図るということで、景観推進協議会の法定化に向けた地方自治法上の法定協議会をつくっていかうということで、先日の大津市との見解の中で決定しましたので、それにつきましては、また議会の議決も要りますので、その報告をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日も活発な御意見のもと御議論いただきますように、よろしくをお願いしたいと思ひます。

簡単ではございますけれども、開会の挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局           ありがとうございます。

さて、本日の審議会につきましては、委員 15 名のうち 11 名の方に今現在出席いただいております。景観条例施行規則第 6 2 条第 3 項の規定によりまして、過半数以

上ということで、本審議会が成立していることを御報告申しあげたいと思います。

なお、本日でございますけれども、西委員、西尾委員様につきましては、少し遅れて来るという御連絡をいただいております。また、宇野委員と富島委員につきましては、事前に欠席の御報告をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入らせていただく前に、本日の資料の御確認をしていただきたいと思います。事前にお配りさせていただいているものも含めまして、御説明させていただきたいと思います。

まず、会議次第、そして資料1の太陽光発電設備等の設置に係る景観計画の景観形成基準案の概要というもの。そして、資料2は市内での太陽光発電設備等の設置にかかる景観計画の基準についてというもの、これですね。資料3につきまして、景観計画区域内の行為の規制に関する事項というものでございます。そして、資料4は事前にお配りしておりましたが、少し一部変更させていただきました。パブリックコメントの実施結果でございます。そして、資料5につきましては、今後のスケジュール予定。そして、資料6から少し、本日の報告案件のほうに入ってまいりますけれども、びわこ大津草津景観推進協議会の法定化につきまして、皆様方に御報告し、御意見をいただきたいと思います。そして、資料7でございます。平成27年度の景観グランプリの実施結果ということでございます。

あと、資料番号等はございませんけれども、本日でございます、10月15日付で読売新聞が、先ほどの大津との法定協議会の記事が載っているものと、あと、太陽光パネルで少し現状の写真、裏表でございますけれども、その資料をつけさせていただいております。あと、席次表と、ただいま出席者名簿というものをあわせてお配りさせていただいたものでございます。

全てそろっていますでしょうか。御確認いただきたいと思います。

- 委員 そろってないです。
- 事務局 そろっていませんか。
- 委員 ええ。議事次第と資料6が。
- 事務局 申しわけございません。

大変申しわけございませんでした。

それでは、ただいまから審議、議事のほうに移らせていただきたいと思います。

この後の議事進行につきましては、草津市景観条例施行規則第62条第2項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。

秋山会長、よろしく願いいたします。

○会長            それでは、ただいまから私のほうで進行をさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本委員会は公開・非公開どちらにするかということについて、事務局のほうから御説明をいただきます。

○事務局            草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっております。ただし、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができるようになっております。

以上でございます。

○会長            ありがとうございます。

今、御説明いただきましたように、特に何か非公開にするような事柄、個人の利益にかかわるとか、そういうことがあれば非公開にできるということのようですが、本日の議事内容に関しましては特に非公開にする事柄はないように思いますし、一般的な審議会の方針として、審議の過程の透明性ということを確認する意味でも公開にしたほうがいいのではないかと、毎回御確認いただいた上でそうしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○会長            ありがとうございます。

それでは、異議がないと認められますので、本日の審議会につきましても公開いたします。

傍聴人の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局            おられません。

○会長            おられませんか。

それでは、傍聴者の御希望がないようですので、本日は傍聴なしということで進めさせていただきますと存じます。

それでは、議事に従いまして、まず第1議題から、太陽光発電設備等の設置に係る景観計画の景観形成基準案、ちょっと長いですが、その変更につきまして事務局のほうから御説明いただきたいと思います。

まず、資料1をごらんください。

よろしく申し上げます。

○事務局            では、事務局より太陽光発電設備等の設置に係る景観計画の景観形成基準案について説明させていただきます。

まず、前回の御審議の内容、審議会の中で御審議いただいた資料から御意見いただ

きまして、主に変更等をかけましたところにつきまして、それぞれ説明を簡単にさせていただきます。

資料1の概要版の資料について、前回の資料につきましては、建築物に後から乗せるものにつきましては工作物①としておりましたが、そちらについて、それは工作物なのか建築物なのかというところで御意見をいただきまして、その結果、こちらのほうは一旦、建築物の付帯設備として中身を変更しております。それに伴いまして、従来、工作物②、③としていた部分につきましては、繰り上がって工作物①、②としております。中身につきましては、地上に並べるものと柱の上に並べるものと、内容は変えておりません。

続きまして、この概要資料上の2ページ目になりますが、陸屋根の建築物の屋上に設置する場合において、前回のところ、資料ですと、この地上から人が見上げて見えるか見えないかという図になっておりましたところを、その視点のほうがどこから見るのかというのが、離れて見るのか近くの道路から見るのかというのを定めていないということで御意見いただきまして、一旦、屋上からはみ出ない形で設置してくださいという基準に図のほうも修正いたしました。あわせて、ルーバーで隠す図面については、陸屋根の設備にして見える場合はルーバー等で目隠ししてくださいという形態の基準がもともとございましたので、その基準で整理させていただく形になっております。また、その際には、ルーバーの意匠につきましては、従来の重点地区内の建築物の意匠の基準がございますので、そちらで対応することとしております。

あと、屋上等、地上から見えない部分につきまして、外観の変更に当たるのかという御意見がございました点については、地上から見えないところについても、屋上であっても、外観の変更に当たるという形で整理させていただきます。

続きまして、地上に設置するものにつきまして、準用する基準のところ、こちらが改めて設定するとしておりました基準と準用基準の中に一部重複する部分がございますところにつきましては、一旦、準用基準がもともとあるほうを優先にして、設定させていただきまして、重複する部分については、その部分の文言、できるだけ後退することという文言については削除させていただいております。

あと、後ほど説明させていただきますけれども、パブリックコメントの御意見で、工作物の基準について、位置、色彩等の基準のカテゴリー分けを、最初、建築物のほうの基準と同じようにカテゴリー分けをしておりましたが、それについて御意見ございましたところで、後ほど説明させていただきますが、カテゴリー分けを削除させていただいております。

変更点としては以上ですけれども、前回いただいていた意見といたしましては、この重点地区以外のところの面積要件が1,000平米でいいのかどうかというところにつきましては、全国の基準、1万平米、5,000平米、2,000平米とある中で、6月に国定公園のところで制定されました普通区域の1,000平米というのを踏まえまして、草津市のほうは1,000平米を届出の要件として進めていきたいと考えております。

あと、将来的な設備の廃棄の問題等につきまして、届出のときに廃棄計画を出していただいているかどうかという御意見もいただいていたんですけれども、これにつきましては、現存の建築物でありますとか、ほかの工作物の届出につきましては、そこまで求めていないということで、あわせまして太陽光発電設備等につきましても、一旦は廃棄までの計画届出はいただかないという形で整理いたしました。ただ、今後、草津市内やほかの自治体等で廃棄になって放置されるという案件が多数出てきて問題になるようであれば、改めまして廃棄の届出の際の計画をつけてくださいということで変更する等は可能でございますので、そのように対応していきたいと考えております。

変更点としては、以上になります。

パブリックコメント、資料4のほうに移りまして、9月にパブリックコメントを実施させていただきまして、お一人から4点の御意見をいただいております。

そちらにつきましては、順に説明させていただきますと、景観形成重点地区において、建築物は10平米の届出基準、工作物については100平米の届出基準としているのはバランスが10平米と100平米で違うのではないかという御質問につきましては、従来の建築物の基準が届出は10平米、工作物に対する届出の面積が100平米となっておりますので、建築物は建築物で、工作物は工作物で面積要件を整理させていただいております。太陽光発電だけ面積が厳しくならないようにという形で配慮を行っております。

二つ目の質問につきましては、地上につける型、工作物①と柱の上につける型、工作物②につきまして、対象行為の規模を分けるべきではないかということで御意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、重点地区においては、ほかの工作物が全て5メートルを超えるものを届出対象としている中、太陽光発電にあつては、ある程度面積が必要となることも含めまして、今後、平面型であっても高さが5メートルを超えるものであったり、柱につける型であっても高さが5メートル以内であったりするものなど、さまざまなつけ方が想定されることがございますので、平面型も柱の上につける型も、あわせて面積と高さ両方で届出基準を設定しておるところでござ



います。

続きまして裏面のほうを見ていただきまして、概要資料の工作物①、②のほうのイメージ図について、御質問がございました、概要資料の3枚目のイメージ図のところで、「できるだけ多く後退」というのを掲げさせていただいています。この「後退」の境界線のところが、はっきり道路境界からであるなど、基準を明確にする必要はないでしょうかというところで御質問をいただいているんですけれども、こちらにつきましては、平面につける型、柱につける型、それぞれの従来の排水処理施設、または煙突・ごみ焼却施設のほうの既存基準のほうに記載しております。こちらのほうは、資料3のほうになります。資料3の例えば10ページの下のほう、煙突またはごみ焼却施設の琵琶湖岸景観形成重点地区のところですが、その中で、原則として工作物の外壁は湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては10メートル以上等々、それぞれ明確に基準しております。その他、敷地境界線からとはっきり書いておりますので、そちらのほうを使用しまして、太陽光の基準のほうでは明確には書かないこととしております。

最後、目隠し措置は位置の制限なのかということで、最初、目隠し措置等につきましては「位置」とパネルの色につきましては「色彩」等基準のカテゴリーを策定しておりましたが、従来の工作物のほうに、ちょうど資料3の工作物のことが載っておるんですけれども、現存の基準が、建築物は全て、「色彩」でありますとか「素材」でありますとか載せているんですけれども、工作物のほうはこのようなカテゴリー分けを行っておりませんので、それに合わせて、今回の概要資料のほうの基準につきましてもカテゴリー分けを削除いたします。

続きまして、以上の変更等を踏まえた上で、スケジュールを御説明させていただきます。

10月に本審議会と、つい先日終わりましたが都市計画審議会でも諮らせていただきまして、11月議会の条例改正の議案を提出いたします。その後、準備期間として1月から3月の間に周知期間として設けまして、4月以降の分から届出の対象としていくという形になっております。

基準案の変更の説明としては、以上になります。

○会長            ありがとうございました。

この問題に関しましては、前回、第11回の審議会で、7月17日でしたが、かなりいろんな御意見を頂戴いたしまして、それを踏まえて7月に出された原案

を修正して、本日このような形で提出されているわけでございます。

お手元の資料でもスライドでもご覧いただいたと思いますが、赤字になっている部分が今回修正を加えられている部分でございます。それから、資料1だけではなくて資料2、3のほう、特に3のほうは非常に詳細な内容がございますけれども、それも必要に応じて赤字で修正、もうここでは逐一御説明はいたしませんでしたけれども、以上のような形で修正を加えたものでございます。

そして、パブリックコメントもお一人でしたけれども、かなりプロフェッショナルな御意見をいただいております、それについては今、対応の原案を御説明いたしておりでございまして、これにつきましても本日の審議を踏まえた上で、またコメントに対する回答というものも行われるということになっております。

スケジュールにございましたように、本日この議案を再度御審議いただきまして、最後にできれば答申案という形でまとめて、それを市のほうに返したいということでございます。

全体としての流れはそんなことで御理解いただいたと思いますが、前回の議論、これは議事録を既に送付していただいております、それもごらんいただいたと思いますし、前回御欠席の委員の方もいらっしゃいますけれども、また、いろんな問題点を御指摘いただいた上で、本日の審議ということに進みたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、どうぞ今の事務局からの説明に対しまして御意見・御質問、御質問から始めていただければありがたいですが、それから御意見等々を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

前回いろいろ御意見をいただいた委員の方、いかがでございましょうか。

○委員        ちょっと御説明がなかったんですけど、これ、現状の写真を説明してもらいたい。

○事務局        申しわけございません。

現在、開発で出ている中で、市内における太陽光パネル、大規模なものの現状について、参考資料をつけさせていただいております。こちらにつきましては、今現在把握していますのが3件ございまして、うち1件は前回の審議会で現状の資料をつけさせていただいております矢橋帰帆島のメガソーラーの案件が1件。残り2件が、パネルの面積までは届出がございませんのでわからないんですけども、開発区域面積が1,800平米ほどの案件が1件と、それに近い1,700平米のところは1件ございます。

2件ございましたうち、1件はまだ工事中ということでございますので、工事が完了してありました1件について参考として挙げさせていただいております。モジュールの面積は不明ながら、およそ敷地いっぱいにかけているため、パネルの総面積としましては1,000平米以上になっていると思われま。

○会長 裏の写真のほうもそうですか。

○事務局 はい、そうです。面積が広いので、いろんなところから撮っております。

○委員 例えば、この表側の下のやつで開発面積1,800平米だから、1,000平米以上と思われると書いてあるので、景観計画の変更になると、これは届出対象、これからできるやつについては届出対象になって、届出た場合に周辺緑化は必ずやってくださいということになるという理解で。

○事務局 はい。目隠し措置を周辺の状況に応じてしてくださいという形に。

○委員 周辺の状況に応じて。

○事務局 はい。

○委員 周辺の状況って、どこに書いていますか。

○事務局 目隠し措置ですけれども、平面型の基準としましては、平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、生け垣等の植栽による目隠し措置を講ずることという形にはなっております。

○委員 だから、今おっしゃった、周辺の状況にというのは。

○事務局 目隠し措置なので、例えば、すぐ隣に別の建物がある場合等々ですと、そこまで目隠し措置をそこだけ課するというふうに、壁があるのに目隠しするかどうかというところがございますので、というところで。

○委員 済みません、細かいところ聞いて。この太陽光の問題というのは、環境政策といいますかね、自然エネルギーとの関係があって、景観と環境をどう調和させていくかという大変難しい問題だなと思っていて、前回も1,000平米にかなりこだわったのですがいろいろ難しい問題があるのでということなのですが。私が、1,000平米はいいとしても、この景観形成基準にある、要するに、これ届出対象でなくても守ってくださいよ、努力してくださいよということなので、例えば1,000平米以下であっても、やっぱり周りの環境に大きい影響を与えるものについては緑化をしてもらうとか、やっぱりその辺の届出対象以外のものについてどういうふうこの景観形成基準を守るといふか、遵守してもらって少しでもいい景観、今ある景観を阻害していかないように取り組んでもらうかという、そこがすごく大事だなというふ

うに思っています、その辺、届出対象以外のものについて、行政がどういうことができるのか、あるいはできないのか、どういう配慮をすればいいのか、ちょっとそこを、なかなか難しいところもあると思うのですが、ちょっとその辺だけお考えを聞かせてもらえたらと思っているのですが。

○事務局　　今、先生がおっしゃっていただきましたように、これは私ども庁内でも自然エネルギーを推進していく立場があります。一方で、景観を守る立場という、このバランスの中で、景観だけを先行させていくということ、また、自然エネルギーであれば何をしてもよいかということは、このバランスをどうとるかという中で、実はこの1,000平米という基準、他の自治体等を参考でやらせていただきました。そういう中で、一見して1,000平米を超えるものについては、配慮いただくということなので、それ以外の場所については現時点では届出はどうしても要らないということになりますので、これはもうやむを得ないというか、そういう判断の中でさせていただきたい。ただ、今後、市の状況に応じて、先生がおっしゃるように余りにもこのような太陽光が景観を阻害していくという事態になれば、将来的でございませけれども、またこの基準案についても検討していく、そういうことは十分視野に入れてやっていきます。ただ、現時点では、今1,000平米を超えるものについては届けていただいて配慮いただくということでは、今は考えていないという状況でございます。

回答になっているかわかりませんが、そういう中で、少しそういう状況を見て、まず、今までは届けてなかったものを届けてもらって、しっかり見ていくということで取り組ませていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員　　それでオーケーだと思うのですが、私が聞いたかったのは、1,000平米以下の届出対象以外にも、あくまで景観形成基準は守るように努力をしてくださいというお願ひ事項というか、だと思っんですけど、その辺が、いや、実際大変難しいのはよくわかって、私はあえて質問させてもらっているんですけど、その辺を市内の市民の方とか、特に企業の方、どうやって少しでも大変厳しい環境、自然エネルギーという中で、どうやってその辺を少しでも景観形成基準、例えば周辺に生垣緑化っていうのは書いてあるわけですね。これは、届出対象であろうがなかろうが守ってくださいよというお願ひ事項なので、それをどうやって啓発というか、それをどうやっていくのかというあたりが、十分難しいとわかって質問させてもらっていますが、どうするのかなという、御意見を聞きたいなと思ったんです。

○事務局　　今、委員のほうから、草津市全体の景観としてそういうパネルでの問題ですけれども、草津市全域にどんどん広がっていく細かい部分までをとというのはなかなか難しいというのはもう現実だと思いますが、景観計画の中には街道の部分、特に人が古くから歩き続けた街道筋という部分は、特に重点地区に指定していくべきところとして景観計画には挙げているので、そういった部分をできるだけ早く重点地区にしながら、そこから見えるそういった景観に対する規制をできるだけ、規制というのもおかしいんですけど、環境との調和を図れる景観を形成していくということを市としては努力していかなければならないと思いますので、そういったことで、全体、市民の意識も高めていただくとか、あるいは、そういう市としての努力としては重点地区をできるだけ早く指定していくということが、今おっしゃったもの全てに回答にはなりませんけれども、そういう方向が市としてやるべきことだろうなというふうには思っております。

○会長　　今、お答えいただいたように、基準という以上、これはもう何らかの数字を立てなきゃ仕方がないわけで、それ以下のものについては、この基準の適用はできませんけど、何ていうか、この法の精神みたいなもの、それをやっぱりうまく広報して、そして議会なんかでも、あるいは我々の答申案にもそういうことも含めてもいいですけどね。何かやはり、この太陽光パネルの設置というものが、かなりこれから景観を変えていく可能性がありますので、その辺は、今、1,000平米以下のものという話もありましたけど、私なんか、あっちこっちでこの頃どんどん増えているのを見てみると、それこそ300、400ぐらいの規模のものが拡がって、全部合わせたら、1,000平米を超えるようなところも現実にはありますね。だけど、それも一つずつで見ると基準内だから、そんな規制かけることはできないだろうと思いますが、でも、そういうふうにして農地がどんどん、農地というか遊休地ですね、大体これに使われるのは、それがこういう形で利用されていくことについては、前から私ちょっと心配だということは申しあげてはいますが、とりあえずこの、今回は基準をつくることによって一步前進、そして、そういうことでやはり意識を高めていく、そのきっかけにはしていただきたいなと私は思いますけどね。

そのあたり、ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

○委員　　ちょっと確認ですけど、面積1,000平米というのは何の面積、土地の面積、その設備の面積ですか。

○会長　　そうですね。

○委員　　設備の、ソーラーパネルの平面積が1,000平米を超える。そうする

と、敷地はそれ以上のところというような感じですかね。植栽の余地がない敷地もあるでしょうからね、いっぱいいっぱい。

○事務局 届出は、パネルの総面積が1,000平米を超えるものという想定をしておきまして、実際のところ敷地の面積によって植栽いただける場合に、パネルの面積が減るかどうかというのは、もともとの設計をどういうふうにするかということによるところが大きいと思います。

○委員 その1,000平米を減らして、1列減らして、植栽したら、例えば900平米になると、そういう話もあり得るのか。

○事務局 そういう場合は、必然的に届出要件からは外れてしまいますが、植栽をしていただいた上で届出要件より下がる場合も、植栽をいただくという配慮もございますので、それはそれで一旦、落としどころとしてはよいのかなと考えております。

○会長 おっしゃるとおりです、本当にね。1,000を超えたら届出するようになるなら、980にしておいて届出をせずにそのままであるような、抜け穴を考えたらそういうことも可能ですけどね。それも言う、全ての基準がそういう形になってしまいますけど。

はい、どうぞ。ほかの問題でも結構ですし。

○委員 さっき会長さんがおっしゃったように、確かに小さいのが固まって集中してできたときに、合わせたらとても広範囲になるというのをどうするのかというのは、あなたのところはやめなさいというわけにはいかない、今後、出てくる可能性がありそうなので、やはり考えておいたほうが良いと思うんです。

それと、目隠しのことについてなんですけど、私、ふだん絵を描いて、いろいろ歩いて風景を見ている中で、やっぱり小さい面積でも太陽光パネルが並んでいるところがはっと目に入ったときに、やっぱりびっくりするんですね。やっぱり自然のものじゃないとか、今まだそんなに見なれていないものじゃないですか。そういう工作物が途端に、例えば田園の中のちょっとしたところにふっとあらわれると、何かぎょっとしてしまう部分があるので、大きい小さいにかかわらず、やっぱり連続した風景を突然にそこでかっとならなくて区切ってしまうようなものについては、やっぱりちゃんと周りでそういうものが目に入らないような、そういうのは進めていってほしいなと思います。

それと、私、基本的なことをお尋ねして申しわけないんですけど、パネルというのは大体どれぐらいの寿命があるんですか。何年ぐらいの。

○会長 前もそういう話出たことありますけど、どうですか。

○事務局        パネルにつきましては、今のところメーカーは、20年ぐらいから30年ぐらいという話で宣伝をされています。あとは、家庭用につけるものと電圧を変えるパワーコンディショナーというのがございますけれども、こちらにつきましては、話に聞くとところによると10年ぐらいで交換という話がありますけど、これは補足説明の話でございますので、パネル自体は大体20年ぐらいという形で業界さんのほうは宣伝されています。

○委員        今、空き家のことが結構問題になってはいますが、例えばそのパネルを持っていた所有者が、そのままそれを更新せずにほったらかしで置いておいて、そのままになってしまったときなどの措置はどうされるんですか。

○事務局        なかなか難しい御意見だと思うんですけど、まず、今回滋賀県で初めてこの景観の届出をさせていただくということで、ある意味、早い手を打っているという御理解をいただきたいと思います。その中で高島市あたりとこういうようなことを議論していると、高島市さんもかなり悩んでおられて、草津市さんのこういう取り組みを見て、私どもも早速やっていきたいということをおっしゃっています。なかなか最初のスタートを切るのが、どこが切るのかということがあったんですが、草津はこうやって既に景観審議会のほうで御議論いただいているので、積極的にやっていくということを言っています。届出対象となる面積については皆さんのいろんな思いというのは十分わかっております。そして今おっしゃるように、放置された太陽光パネルについてですが、今既に電気の買い取り価格自体が少し下がっておりますので、採算ベースということを考えますと非常に厳しくなりつつあるなというのは思っています。一方で性能がよくなって、いわゆる、より電気を生み出すということもまたこれから、こういう御商売ですので、そういうこともありますし、20年後にはこれを処分するときに、本当にこれが負の財産になりかねないということは重々承知しておりますし、前回の審議会の中でもそういう御意見をいただいて、そこはやっぱり考えていってほしいということですが、今、それなら負の財産になった場合にどうするのかというのはなかなか難しい問題でございます。当然、行政は課題があるときに政策を打つ、条例を打っていくということは当然のことでございますので、今後こういうようなことで課題が出てきた場合、またこういう審議会の中で御議論いただいて、どういような形で対応していくのかということについては、またそういうテーブルをどんどんつくっていきたくて思っております。まずは第一歩を進めたということで御理解をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長        ここでも申しあげたことがあると思うんですけど、企業論理で今どんど

んどんどん広い面積のものをつくっていくと、今、事務局でもおっしゃったように、コストが合わないとやめていく可能性がある。それから、もっと怖いのは、企業が倒産してしまって、全然引き取り手もないという、放棄されたまま、もし残されたら、行政は大変ですよ。だから、そういうこともこれからは考えていく必要があると思います。今のところは、本当にスタートしたばかりで、どちらかというプラスのイメージが優先しているように思いますけど、我々景観を守るという立場からすると、いろんなおっしゃっていただいたようなこともやっぱり含めて審議しているということは、ぜひ何ていうか、頭の中に入れておいていただきたいなというふうに思いますけどね。

○委員　この写真を見せていただいて、現況1, 868平米ぐらいのモジュール開発面積が、1, 000平米を超えているやつがあって、そして、こういうものに対しては指導をされていきますか。つまり、周りを緑化するとか、指導されますか。

○事務局　今現在、もう済んでしまっているところにつきましては、さかのぼっての適用は難しいというところがございます、将来的にこの設備を更新していくとか、また新たに拡張していくとなってきたときに、その際には届出いただいて指導は可能かなとは考えておりますが、現状でき上がっているものにつきましては、それを今回の基準を踏まえて目隠ししてくださいという指導は、今の時点ではできないかなと思います。

○委員　後ろのほうの写真を見せていただきますと、4メートルの高さがパネルのマックスの高さですよ。周辺を緑で隠しなさいよと言われたら、大変なことですよ。4メートルというのは、市の基準では高木ですね。高木を例えば1, 000平米、100掛ける100、100メートルスクエアで隠せと言われたら、すごい金額になってしまって、今度はパネルをつくる側からしたらかなり厳しい基準だなというのはあるんですが、そういう御指導をされていくんですよね、でも。

○事務局　当然、開発等で例えば造成したり、また、山を削ったり木を削ったりとか一定の開発要件にあがっていきますと、一定、見えるところからの景観については配慮を求めるということで、これは今でも、開発でかかってきて意見照会をもらえれば、当然うちは景観計画を定めておりますので、一定配慮してくれということは、これは当然として指導していきますが、全くそういう開発や届出にもならないようなものについては、なかなかできないというのが今の実態です。今おっしゃったように、例えば高木をすぐ植えなさいというのか、将来、高木のなることを見据えて低木、中木を植えてもらうのか、そういうことにも今後、業者さんと話していく中で、そうい



うことは当然協議させていただきます。業者さんとしてはできるだけコストをかけないということをおっしゃるので、ここは今後、指導の中で、一番見えるところは、まずしっかり隠してください。将来的に、余り見えにくいところであれば低木からだんだん大きくなっていくようにしていくとかですね、これは今後私ども指導の中でさせていただく必要がある範囲かなと思っています。ただ、おっしゃっていただいている皆様方の思いというのは十分わかっておりますので、できるだけ、一方で業者さんも採算が合うか合わないかということをおっしゃるので、どこまでが目隠しなのかと、将来的な目隠しなのか、高木を最初から植えるとなりますと、先ほどおっしゃられたように大きい費用となりますので、そこら辺は十分、私どもも指導していきますし、一方で向こうの思いも聞きながら、最終的にはそういう配慮がちゃんとできるというようなことの落ちつきどころということもやっぱり考えていかなければと、難しい問題かなと考えております。

○会長           ありがとうございます。

    帰帆島のところのソーラーは、どれぐらいの高さでしたっけ。

○委員           あそこは低かったですね。

○事務局          あそこはそこまで、高くないです。

○会長           そんなに高くなかったよね。

○委員           あそこは低いです。人間の、私の目の高さより低かったですね。

○事務局          たまたま帰帆島は周りが木で囲まれていますので、湖岸道路を走ったって、当然、比叡山の山はちょっと登ってないんですが、ああいう高いところからであれば見えるかもしれませんが、湖岸道路を走っていますと比較的見えにくいというところでありまして、そこは、視点場をどこに置くかというのは非常に大事なポイントかなとは思っておりますけれども、景観上、できるだけ配慮してもらうような指導はしてまいりたいと考えております。

○会長           鹿野さん、どうですか。県のほうでも御検討はあると思うんですけれども、こういう問題を、さっきおっしゃっていただいたように、草津はある意味では先駆けてこれをやろうとしているわけですし、こういうものが滋賀県内に当然、今度、大津とはまた特に密接な関係になるわけですが、県のほうから何か御意見ございませんか。

○委員           この基準自体は草津市さんが先行されているということ、県としても県内のほかの市町さんと景観行政団体協議会をつくってしまして、その中で、この問題は今やっている最中です。先行しているところは先に行っていただいてという変で

すけども、やはり各市町さんの状況もありまして、県とすると、まず景観の影響がどの程度あるのかという部分の手引きというものを今つくっている最中です。その中で、太陽光パネルというところについては、まだちょっとすぐ結論が出る状況にはない。ただ、こうやって草津市さんのほうが先行してやっていただいていますので、それは一つの事例として、草津市さんでは例えば1,000平米、厳しいところではまた厳しい公共団体があるように聞いていますので、そこら辺を見ながら、県として皆さん、県としてどうこうというよりも、市町さんが使えるルールをどうつくっていくかということをやっている最中です。確かに草津市さんが先行されていますし、高島市さんとかも結構大きいものをつくられているという話も聞いていますので、県とすると今の状況、手をこまねいているわけではなくて、一応やっております。特に、繰り返しになりますけど、草津市さんが先行している事例もかなり中身が詰められていますので、非常にいい事例だと思っていますので、県としても先行する草津市さんの事例、またあと、国のほうでも自然公園内の太陽光パネルの話というのは結構議論になっていまして、国のそういった指針、こうしたものを見ながら県として市町さんへの手引きをまとめていきたいというふうに考えています。

先ほどからの議論とすれば、基本的には景観ですので、物を建てるなという規制にはならなくて、つくる際の基準というか、指導という形になるんで、なかなか議論をすると、ないほうがいいという議論もあるとは思いますが、景観上でいくと、つくるというところの前提に立った上での議論をしていったほうがいいのかというふうには思いました。

以上です。

○会長           ありがとうございます。

○委員           ちょっと話が戻るかもなのですが、小規模な1,000平米未満のものについても努力義務だというのは、景観形成基準を見ているだけでは、これは届出があったものに対しての基準ですよね。だから、これは努力義務にはならないなら、ただ、やっぱり努力義務としてできるだけ努めてほしいということは言いたいなということなんです。特に質問なんですけども、景観計画の方針の部分で、何か後ろ盾となるような表現とか、あるでしょうか。もしなければ、将来的にはそういう分も盛り込んでもらおうと、行政指導をするときに指導しやすいかなとは思いますが、何か考えはありますか。

○事務局           直接的に届出対象じゃない分につきましては。

○委員           そういう意味じゃなくて、この基準。

○事務局 基本的な部分で。

○委員 基本的な方針、部分で。

○事務局 方針としてですね。全体の方針として、今おっしゃっていると思うんですけど。

○委員 そういいのはないですか。

○事務局 当然、そういうところは定めておりますし、一定届出されましたら色彩など、いろんなことがありますので、草津市として景観を守っていこうということは理念で掲げてやっていますけども、そのあたりもっとビジョンを明確にして、これからもう少しブラッシュアップしていく中で整理をしていかないと難しいなと考えています。ただ、審議会の皆さんの御意見も、十分お聞かせいただいておりますので、今後、またいろんな場で審議会にも意見を聞きながら進めていきたいと思っております。また今、冒頭澤田部長が挨拶していましたように、景観計画として3年が過ぎたわけですけども、やっぱりその都度その都度、適宜必要な見直しもかける中で、いろんな課題が出てきます。先ほども言いましたけども、課題があるところには行政は当然政策・事業をしていくというような、これは基本でございますので、そういうような中で成長していきたいと思っております。当然、開発が出てきたときには、先ほど言いましたように、指導をしています。できるだけ周辺の住民の皆さん、当然、勾配屋根ばかりのところ勾配屋根をなさいという指導もしていますので、そういうことでは、やっぱり太陽光が開発でできたときには、これはあくまで要綱で出てきた場合はお願いのレベルになりますけども、そういうことは私どもの担当は常にしております。先ほど県の技監がおっしゃいましたけれど、やりなさいと言うのはなかなか難しいことがございますので、できるだけ配慮をしていくということと、可能な限り景観は守るという姿勢は、この審議会の皆さんの思いだということは十分理解させていただいて、今後の事務処理については対応していきたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員 先ほど、この対象になっているのが遊休地ということで、農家の後継者不足に伴って荒れ地がふえつつありますよね。ということは、農業人口も減ってくるし、農地自身も減ってきますよね。遊休地ばかりふえてくると。そうなってくると跡取りが、例えば1,000平米というのは農業用語でいうと1反といいますよね。

1反、1反って、大体農家の人は1,000平米って余り言いません。1反、あるいは、その半分やったら段半とかいいます、そういうような表現を使っているんですけども、例えば1反の土地があつて、農家の跡取りがサラリーマンで、とてもできな

いというふうに申請した場合、面積でいくと1反の中で建てるということは、申請は要らないということですよ。

○委員        そうですね。

○委員        ということは、農家の跡取りが1反の田をこれに対策としてね。

○委員        固定資産税対策ですね。

○委員        やった場合、それはもう何も申請もなく、自由にできると。それで、あとは経費とかのからみで大体、JAの草津市もやったんですけど、面積は少ないですけどね、大体10年ぐらいするとペイできるというふうに、今アバウトには聞いているんですけどね。それで、20年もつと。30年もつかもかもしれませんけど。そうすると、あとの10年は利益が出てくるということで、今後、冒頭に会長がおっしゃったように、社会構造が変わっていくとそういう人は増えてくると思います。申請の場所でも、例えばこの面積は1反、もうちょっと離れたところにまた1反というふうであれば、自分が経営者として三つの区画を経営していても、何の申請もなくクリアできるという現状は、これからまだまだ増えるかもわかりません。ただ、電気が安くて全然採算に合わなかったら、もうこの話はなくなるとは思いますけどね。

それと、たまたまこれで見えていますと、矢橋とか新浜というところイオンができて、草津も13学区あるんですけど、今度14学区目に小学校が新たにできるんです。少子高齢化ですけども、小学生が少ないにもかかわらず新しい小学校が、草津市は建てます。その近くなんですよ。そういうことで、どうも開発される場所が、たまたまこの三つ、そこに集中しているというのも何かあるのかなと感じているんですけど。こういう問題があるので、何か先ほどからおっしゃっていた、ちょっとずつ協力を要請するような方向にしないと難しいのではないかなと感じました。

○会長        ありがとうございます。

今おっしゃったように、一つの抜け道として確かにそういうのもあるし、それから、これは農業地域が全て抱えていくと思いますね。草津だけじゃなくて、結局、水田がもうどんどん遊休化していくというか、休耕田になって、そんなことになって、休耕田ならまだあれだけ、荒れ地になってしまっただけ、本当にもう雑草ばかり生えているような土地と、このパネルとどっちがいいのかみたいな話になる可能性もあるんですよ。私は、個人の好みは別にして、そういう土地利用そのものが農村で大きく変わってくるという、その一つのシンボルみたいな感じがしますね。

前にも申しあげたかもしれませんが、ビニールハウスが増えたときに、私、非常に異様な感じを持ったけれども、あれはあくまで農業をやるための設備であって、農業

という面から見たら一貫性があったんですけれども、今回は農業じゃない新しいものなんですよね。

事務局のほうでも、皆さんの御意見を理解していただいているということですし、さらに、やっぱり基準というのは余り曖昧にはつくれないですね。これは行政として、曖昧な基準をつくったら余計混乱が起きますから。これは基準として制定する必要があるけれども、でも、その精神としてね、1,000平米というのはあくまで数字であって、1,000平米以下の999平米は要らないとかね、1,001平米から要するというものではなくて、そういう形で景観に大きな影響を与える面積はやっぱり問題があるんじゃないか。それを、この規定では一応1,000平米にしましょうということですね。これは、1,000平米が絶対的な価値を持つものではないということは、皆さんも御理解いただいていると思いますが、とりあえず、まさに今、1反と言っていたので、何となく人間的な面積になりましたけれども、そういうものとして、今回は決めていこうじゃないかというのが原案でございますけれども。

○委員 今の田園地帯内の耕作放棄地にソーラーパネルを設置しても、これは対象にならない、仮に1,000平米を超えていても。

○事務局 まずですね、農用地につきましては、圃場整備等をしておりますと、農振の農地って、いわゆる青と言われている地域があると思います。これについては、23年以降、非常に法律が厳しくなりました、なかなか除外等ができないということで、ほとんど市内、ちょっと今、地図を持ってくるといいんですけど、農振の用地の地図を見ますと、いわゆる草津の湖辺部については、ほとんど農振の用地ですので、今ある農地は、多分その転用がされるということはないと思います。既に造成されているようなところですね。また、白地、いわゆる農振の圃場整備をしていなくて農地で、新浜などは白地の農地があると思いますけどね。そういうところは、可能性としてあるかもしれません。

ただ、一方で、草津用水の2期工事というのを始めております。これは、皆様方から一定の御負担もいただきながら、事業を継続して実施し、農振の用地を守り、また新たな農業施設をつくっていこうという事業をやっております。草津市としては農地もできるだけ守っていくという姿勢でございます。

ただ、おっしゃるように、今、農業問題は後継者不足や、国のほうも大規模農家に偏って助成が上がるようなシステムになりつつありますので、そういう大規模でされているようなところは、まず安心ですけど、1反もないような田んぼの小さいところは今後荒れ地が出てくる可能性というのは十分あります。そういった場所をうまく転

用して太陽光パネルの設置をしたり、また山を削って設置したり、また、一方で工業用地、工場の跡地の駐車場、そこに太陽光をつけようかという、こういう企業もあると思いますので、様々な方法で太陽光の設置をされるということを十分承知していかなければなりません。ただ、農地自体は守っていかなければならないと草津市では思っておりますので、指導はできるかなと思っております。

○会長           ありがとうございます。

いい点を御指摘いただいたと思うんですけど、農地というのは、これパネルを置くのは農地転用しなきゃいけないんですね。

○事務局           はい。

○会長           農地のままでできるんですか。

○事務局           やり方によると思うんです。

○委員           やり方によりますね。

○事務局           パイプを刺すだけでいくのであれば、必要ないかもしれません。

○事務局           それは制度としてあるんですけど、あったね、確か。

○事務局           農林水産省のほうで、耕作をしながら太陽光発電を行うところについて基準の整理をされておまして、それはあくまで細い柱で、パネルの下で耕作ができるというのがまず第1条件でございますので、大きなパネルをつけるのではなくて、小さいパネルを細い柱を立てて、その上に何か、これも細いパイプで、要は太陽光が下にある程度は降りる形だと、そういう条件をもとにやっておられるところがございます。それも、あくまで3年単位で更新しなさいという条件があったり、作物の収穫率が2割以上減らしてはいけないであったり、そういう基準もございますし、こういった条件を全部クリアして、どこまで発電できるのかというのが、よほどの耕作地でないといけないのかなというのもございます。併せて、その細い柱が台風に耐えきれぬのかどうかとかいうのもございますので、草津市内でそこまでされるところが出てくるのかどうかというのは、こちらも規定できないところではございます。

○委員           それでね、今の議論は耕作放棄地にそういうものがどんどんできてはいかかという不安は、青地であれば農地転用を認めなければ大丈夫ということはあるんですね。そういうことですね。

○事務局           農地転用がおりなければ。

○委員           4条（農地法）がおりなければできないです。

○事務局           農業用資材とかね。

○事務局           当然、電気の買い取りをしますので、そのつくった電気を周辺にちゃ

んと売れるということがなければ契約ができないんです。そういったものがたくさんできて、それが成り立つかどうかというのもまた出てきますんで、農地のところにはぼつんと、大きな広大な農業地内にぼつんとできるということはなかなか難しいのかなと。やはり住んでいる人がいる近くであって、その周辺に全部売れますということがあって初めて関電が買い取るということになります。

○委員 在所に近いところでやるとかね。そういう立地条件が要りますね。

○会長 いろんなケース、ややこしいケースがありますね。

○事務局 光がそもそも遮断された下の土地で作物が2割減で。

○事務局 それは農林水産省が示されている基準です。

○会長 それはそうですわね。農業委員会が、そんな簡単に大規模な許可をするとは思えないですね。

○事務局 造成も何もしないで移すだけやったら。

○委員 いけます。

○事務局 造成が伴わないから。それは農地じゃなくなりますよ。

○事務局 農地は農地で。

○事務局 ちょっと済みません。余りにも難しい話になったので。もしその件で御心配される点があったら、また議事録をお送りするときに整理させていただきます。

○事務局 それと、やはり先ほどからいろいろとお話が出ておりますので、基準というのは、この太陽光に限らず開発でも同じことがいえて、全ての許認可については数字でしかきめることができなくて、面積の1,000平米以下という開発のがれというものはどうしても出てくるので、それについては、どうしてもイタチごっこのところが出てくる。やはりできるだけ、例えば今言うてますルールが決められるように重点地区を定めていくことが大事なのかなと思います。イタチごっこの部分がありますのでね。

今言われたように、本当に方々できてくるのは懸念されますけれども、設置されている側が本当に環境を思って設置をされているのか、お金をもうけようと思ってそうされているのかという違いがありますんでね。やはり市民の意識を、景観という、美しさというものに高めていくという心を持っていただくということは、我々も広めていく必要があると考えております。

○会長 大規模なものはね、これは企業的にやはり設置されるでしょうし、当然コストを考えてやられるでしょうから、それに対してはきちんとこの基準の中で検討していただかないといけないと思いますけどね。

ただ、確かに農地じゃなくて、さっきどなたかもおっしゃったように、僕も草津市ではないですけど、かなり大きな工場用地が、廃工場みたいになっていたのが、次に行ってみたらパネルになっていたみたいなものもありますね。だから、農地じゃなくて、本当に都市の住宅敷地というか郊外みたいなところで、結構大規模なものができるのは、そういう用地も多いかもしれませんね。そうすると、周りに目隠しなんていうことは非常に難しいかもしれないね。

御発言いただいている委員の方々から、いかがでございましょうか。

○委員 非常に基本的な話ですが、今まではこれを、太陽光の設備を規制する基準が何もなかったと。だから、とりあえずかなりざる法的ではあっても何でも、何かつくったほうがいいだろうという、これについては多分皆さん誰も御異議がないと思うんですよね。かなりざる法的な気がするのを何か、もうちょっと何とかしてもらえないかというのが、今この延々と続いている議論で、それをいろいろな視点から皆さん御指摘されているということだと思うので。だから、あとできることがあるとしたら、課題が起きたときにまたフォローしますではなくて、例えばこの基準自体、太陽光発電がこの後どのくらい増えるかとかわからないので、期限を切って、例えば2年後ぐらいに見直しますとか、何かそういう一文を最後に、実際に草津市地域でのパネルの設置がどういうふうに進むかを見て、どういうタイミングで見直したいなことを入れるかどうかとか。

○会長 それは入れなくても問題が起こったら当然。

○委員 いや、起きる前に。

○会長 だけど、起きないとなかなかそれは難しい。

○事務局 なかなか把握するというのは非常に難しいかなと思う。市内をずっと見て回っているといいんですけどね。市内にどれだけ設置されたかというのは、大規模な事実が出てきますと、1,000平米を超えて届出できたのはこういうものだというのは言えると思うんですけど、例えば500平米のものがいっぱいできてきて、感覚論では多分、現場を回ってわからないことはないと思うんですけど。

○委員 いやいや、そうじゃなくて、その隣に大きなのが突然、1,000平米じゃなくても、住んでいる人の感覚としては大きなのが出てきて迷惑だ、という電話が市役所に次々にかかるとか、あり得ますよね。

○事務局 当然、それらはできると思うんですけども。なかなか、どれだけ増えたかを把握するのは非常に難しい課題かなと思います。

○委員 それとあと、さっきから気になっているのは、目隠しとして生け垣等の



植栽による目隠し措置を講じることとあって、確かに太陽光のあのパネルが見えるよりは生け垣があるほうが良いとは思いますが、それまでは例えば田んぼだったところに生け垣ができるとしたら、それ自体景観は変わっているんですよ、既にそこで。そういう意味で、結果が全然守れてはいないと。どうやって、そこははっきり認識しておいたほうが良いように、本当は、ないよりはむしろ目隠しをつくと、だけど、それが本当に景観を守っていることなのかどうかというのも別の問題。確かに絵を描いていて突然太陽光パネルがあらわれるのと、突然生け垣があらわれるのを比較するとショックの度合いは違うでしょうけれども、見なれた風景が変わるという意味では、そういう意味では景観が守れているのかというと、ちょっと疑問があると。

○会長 済みません。よくわかります。ただ、ざる法というのはちょっと言い過ぎだと思いますけど。

○委員 済みません。

○会長 そこまでひどい基準ではないと思いますけどね。

それと、今ある景観を絶対変えてはいけないと、それこそ無理な話であってね。

○委員 いや、だから変えてはいけいとは言っていないんですけど。

○会長 守るというのは、現状を維持するという事じゃなくて、何ていうか、行政的に言えば良好な景観を守ることであって、できたものにできるだけよいものをよい形にする、それだろうと思いますけどね。そうすると、イオンができたり工場ができたりするのは、良く思わない人は当然いるわけで、そこは難しいですね。

○委員 いや、だから書いていますように威圧感とか突出感を緩和すると。その程度。

○委員 そうですね。今回のこの太陽光発電の設備の基準案の中身自体については、とてもいいというか、妥当な線じゃないかなと、現時点では思うんですけども、今後のことについてちょっと思いますのが、これは建築物の景観形成の法律とは違いまして、あくまでプロダクトですよ。

○委員 そうです。

○委員 製品です。しかも、技術の進歩の発展途上にある製品になっていますので、今回定めたこの基準案にどれぐらい更新が必要になってくるのかなということもちょっと思います。例えば、黒でキラキラして大きな面積だからちょっと嫌だなと思われることに対しての対策は多分メーカー側もいろいろ考えてやってくるのかなと思うので、そうすると、この基準があるせいで設置できないというようなことになってこないといいなというのが今のところ思うので、将来的にはちょっとその点が心配か

なというのと、あとは、間接的に知っている人で、ちょっと借金をして土地を買って、大規模に建てたと。その途端に買い取り価格が下がったので、破産するようなことになったという方がいらっしゃいます。もし、このまま買い取り価格が上がらず、下がった状態のままで、電気代そのものが上がってきたときには、多分、製品が効率アップしていくので大規模に建てようという人よりも、個人的に電気代を賄おうというほうがパーセンテージとしては、案件としては多いのかなと思いますので、そうなるとう本当に小さいのがたくさんつくということのほうが、さっきから1,000平米のほうを皆さん言われているんですけど、1,000平米のほうは規定できると思うんですよね。商売でやっていこうという人だと思うので。それよりは、周知徹底をちゃんとして、ごくごく一般の方にもこの景観法が周知されていくことのほうが、より大事かなと思うので、その周知方法もどうされるのかなというところを思います。普通のものですと設置業者のみ知っていれば基準案というのは効力を発するんですけど、今回の場合は、ごく一般の人が買うことが多分増えてくるし、設置もどんどん簡単になる、業者の力を借りずにできるものも多分増えてくると思いますので、その辺がこの基準でどこまで抑止力になるのかなというところをちょっと思いました。

○会長        どうしようかな。多いのは、多分、屋根につけられるような、あるいは庭のごく一部につけられるようなケースが非常に多いと思いますが、それは届出の対象にはほとんどならないんですね。

○委員        だから、それも本当は。

○会長        ただ、今それを全部届出る。

○委員        ただ、済みません、今はもうこれしかできないと思うんですけど、その辺をある程度予測しながら、動向を見ながら更新をかけていかなきゃいけないという意味では、結構息が長い会議になるんだろうなと思って。

○委員        だから、定期的な、何年後に見直すとか、そういうのを私は入れたらどうだと。

○委員        そうですね。入れるべきかなと思います。

○会長        基準でそんな条項入れますかね。

○事務局      なかなか入れないと思います。

○会長        そんな何年後に見直すというのは余りなじまないと思うな。

○委員        いや、だからこれは、本当にその技術革新とのトレードオフだという意味で、普通の都市計画系とか何かの基準とちょっと違うんですよね。この手の業界の技術革新というのは速い、基本的に。おっしゃっていたようにプロダクトなので。今

考えているのは、庭に置くか屋根だけど、もっと違うタイプが出るかもしれない。マンションのベランダに例えば下げるような形とかね、あり得ると思うんですね。

○委員 あり得ると思います。

○委員 軽くて、1平方メートルぐらいの大きさを布団を干すみたいな感じでかけて、性能がよくなればそれである程度まで室内の照明を賄えるとか、製品としてはそういう発想というのは多分、このパネルを売りたいメーカーさんからしたらそのくらい、それで割と安く買えて、ドゥー・イット・ユアセルフのお店に行って買ってきて、自分でつけてしまえるみたいなのを売りたいというのはパネルメーカーさんとしてはあると思うんですね、マーケットを広げるために。そういう話なんですよ。

○委員 現段階ではいいと思うんですけど、これは、そういう意味ではプロダクトを規制しようということなので、多少の別とは違う難しさが発生するんじゃないかなということで、現段階これに対して何も特に異議はございません。

○会長 ありがとうございます。

○委員 一つ確認なんですけど、これ、届出の範囲って、いろいろゾーンをつくっているじゃないですか、何とかゾーンと。これは、基本的には市内全域が何らかの対象になっているという理解でいいんですね。

○事務局 そうです。市内全域です。

○委員 今、1,000平米と言っているのは、いわゆるまちなかゾーン・住宅地ゾーン・田園ゾーン・丘陵部ゾーンというところであって、いわゆる景観として大事だと思われているところについては、重点地区ということで琵琶湖岸と伝統的沿道景観と、あともう一つページをめくったところに歴史の街道軸とか幹線道路軸というところで、少なくともそういった大事なところについてはもっと厳しく100平米でしたか、制限をかけているので、この基準とすると1,000平米が高い低いという議論はあるかと思えますけれども、一定の基準とすれば、100平米という10メートルかける10メートルですので、そういう意味ではかなり厳しい。やはり市民の皆さんの意識として景観が大事だということになれば、いわゆるこうした重点地区というところにシフトするのも、これは一つ考え方としてあって、ここら辺をどう合意をとるかということになると思います。

あと、もう一つ、今、見直し時期の話がありますが、ここについては、なかなか基準という中でいつ見直すことということは、なかなか厳しいのかなというふうには思います。ただ、これは審議会ですので、審議会は答申を出しますので、答申の会長名で答申を出すわけですから、その中で、例えば5年を目途に再度内容について見直す

ことというような答申を出すというのは、恐らく会長名なりで、そこを受けた中で、今度また草津市さんとして、行政としてどう、その5年後なり、3年がいかがわかりませんが、そういったところでもう一回こうした議論を、そのときの現状を踏まえてもう一回こういった議論をするというのはありかなというふうには思います。

○会長 書き方としては今おっしゃったように、何年を目途に見直す、ただし緊急の事態が発生したときはこの限りでないみたいな、そういうのがついているのはありますね。あり得るかもしれないね。

○委員 さっきプロダクトなんでと申しあげたのは、実は私、太陽光発電の設備を持っているんですね。それが何かというと、乾電池を充電する、充電用の太陽光パネルを持っているんです。だから、手のひらに乗るぐらいの、このぐらいのパネルなんです。裏側に充電機をはめる部分があって、だから緊急用、地震や何かで、大地震や何かがあって、電池が必要なときに太陽光で乾電池を充電して、懐中電灯や何かが使えろという、そういう緊急時用のグッズとして売っていたんですけど、例えばそういうプロダクトってあるんですね、太陽光で実際に。という話。

○会長 大分前からあると思います。随分前からあると。

○委員 あります。私ももう何年も前に買って持っていますけど。

○会長 ありがとうございます。実は、ちょっと時間ももう4時半に近くなっておりまして、まだ御意見をいただいてない方、何かございますか。

○委員 平米数とか、一旦こういうふうに決めたらいいと思いますんで。あと、先ほど言われた、やっぱり一般の方にもいかに告知をするかということと、あと、農地は、個人的にはなかなかやりにくくなっていると思うんです。ただ、住宅メーカーが、今エコ住宅という形でどんどん進めているというのがあるんで、そこら辺のほうでちょっと問題になってくるんで、住宅メーカーにどれだけこれをわかってもらえるかとか、さっき言われた業者とかね、宅地造成、大規模な住宅地、草津もこれから何軒かできる場所があると思うんですけど、そういうところがいかにこれを守ってもらえるような方法を市が指導する方法をやはり考えたほうがいいのかなということだと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 最後にこういう条項みたいなものを入れることができないでしょうかという提案なんですけども、今1,000平米とかそういう大きなものについてはいろんなくりがあるから、まず大丈夫と思うんです。さっきからずっと話題に出ている小さなものがいっぱい重なってきて、いかにも1,000平米に近いようなものにな

ってくるとか、一つの事業者が方々にしたら1,000平米以下がいくつもできるとかいう話がありましたんで、それを完全に食いとめることはできないけれども、例えば、今のくくりの規定のいわゆる規制に、規制というか、基準を超えなければいけないとか、そういう基準にかからないものでも、ある一定規模のまとまった地域にそれだけの固まりがあるとか、一人の事業者が各地にそういうものがあるとか、要は、いわゆる周辺から文句が出るようなことがある場合には、市の指導が入り得る場合があります、みたいな項目を一つ入れておけば、個々の対応を細かく決めなくたっていいという、そういうことがあります、ということも1条、1項目入れられないかなという気がしますけど。

○会長            どうでしょう。その他条項みたいなので、そのような文言は入るかな。

○事務局            厳しいですね。開発逃れで、さっき部長が言ったように、隣をまた開発してしまうとか、分筆して。それでも、やはり指導したり、だめだと言ってもできてしまうので、それはあれですけど、なかなか厳しいなと。

○事務局            なかなか法的にはですね、それをということで、勝ち目はないです。

○会長            実際に、もしきちんとした基準にすると大変ややこしいというか、団地、団地が何メートル離れている場合がだめだとか、そういう、合わせてどれだけになる、合わせ技でどれだけになるかなんていうのは、基準としては非常に決めにくいような気がします。

○委員            基準というのは全く出さなくて、そういう問題があるときには入る、指導が入ることがあります程度にしておいたら、問題があれば指導をすれば良いし、問題がなければしなくても良いしという。誰もがんじがらめというのは絶対難しい。

○会長            いや、お気持ちはわかるんですが、具体的にどう表現したらいいのかというの、ちょっと悩みますね。

○事務局            その地域で慣行として、慣行というか、これまでのならわしの中で、みんなでそのルールを守っていこうという、そういうようなことはあるかもわかりませんが、行政指導としては、それはちょっと。

○委員            無理ですかね。

○事務局            あとは地域で、地区計画制度とかね、そういう中で一定ルールを、自分たちの皆さん方が決めていただくということは当然あるかなと思いますけど、なかなか行政が、今おっしゃるようなところをというのは、正直厳しいと思っております。

○委員            市民の景観とか美意識レベルを全体に高めていくしか、そっちも、条例

も何もなくても、そっちを高めていくということを役所主体、市民レベル全体を上げていく、この間もちょっと説明に来ていただいたときに出たんですけども、要するに市民全体、全部というのは無理ですけども、全体の美意識レベルを高めると、自分の地域がこんなみっともない、こんな汚いことできないなという意識を芽生えさせるように周りがきれいに。要は、道路が全てきれいであればごみを捨てられないけど、あっちこっちにごみがあったら、少しぐらいいいじゃないという心で捨てるというのと同じ、そこら辺という意味では、草津市はきれいなまちやと言わせるものをつくっていくというのが私は本筋やと思います。目に見えない部分ですけど。

○会長 ありがとうございます。本質論としては、全くそのとおりだと思います。

○委員 4時半ということで、いよいよ叱られると思うので。

答申をする前に、聞き逃したかもしれませんが、都計審の意見聴取はどうでした。それを聞いた上でないと、答申に。

○事務局 都市計画審議会のほうで、この原案については審議いただきました結果、議案どおり可決という形で回答をいただいております。

○会長 それは最初に言うておくほうがよかったね。

○事務局 済みません。

あと、補足で、今皆さんがおっしゃったように、都計審の委員さんが、特にこの太陽光については御意見なかったんですけど、例えば重点地区がもっとないといけないのではないとか、公募市民の方でございましたけども、そういう意見がございました。ただ、これは皆様方の同意の上、自分の権利に制限がかかる話ですのでということで、ただ、行政としては積極的、さっき部長が言いましたように、守っていくことを積極的にやっていくというのも大事だと思いますので、ここら辺をしっかりとやっていくべきという御意見が出ております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたけれども、とりあえずこの答申案を本日まとめなければいけないので、どうでしょうか。ほかに何か、どうしてももう一言ということが別になれば、本日の原案を事務局のほうで一旦、今いただいた意見を含めてまとめさせていただきたいと思いますが、事務局のほう、よろしいですかね。

それでは、ちょっと時間をいただいて、10分ぐらい、厳しいですか、どうですか。

○事務局 15分ぐらい。ちょっと先生と御相談もするので。

○委員 済みません。もう一つだけいいですか。

○会長           どうぞ。

○委員           例えば街道、東海道中山道筋の町屋とかの屋根なんですけど、瓦屋根の上に太陽光パネル設置というのが、どうもひっかかるんです。何とか。

○事務局          それについては、今無電柱化で、特に本陣のところについて地域の皆さんと無電柱化をさせていこうということで、無電柱化とセットで重点地区になっていただこうと進めております。これはなかなかしかし、皆さんの同意をいただかなければできない話でございますので、そこら辺の同意をいただいたら、これはまさしく重点地区になりますので、例えば10平米を超える分の景観とかですね、見えにくくするとか、街道筋から裏側につけてもらうとかですね、こういうことはやっていけるんですけど、まずは重点地区にしていけないとなかなか難しいんですけど、先ほど言いましたように、できるだけ草津本陣、せつかく平成8年にきれいに改修しましたので、そこらをどうこれから草津のまちづくりに生かしていくかというのは大事な視点だと思っておりますので、何とか皆さんの同意をもらって、そこを重点地区化していきたいなと考えているというのが今の状況でございます。

○会長           重点地区になれば10平米なんですね。これはもう。

○事務局          屋根についてはですね。

○会長           建築物についてはね、工作物はまた。

おっしゃるのは非常によくわかります。最近、私京都の高いところに上ってみたら、昔の町屋が結構パネルを置いてはるんですよ。いかがなものかと思えますよ。京都はまだこんな基準、全然ありませんのでね。京都ありますか。

○委員           あると思いますけれど。

○委員           京都はね、絶対だめよと言っているのは伝建地区です。伝統的建造物群保存地区といいます。

○会長           重伝建ね。太陽パネルはだめですか。

○委員           伝建地区はだめですね。それ以外は、町屋でもパネルオーケーという。

○会長           そうですね。

○委員           やっぱり環境面のことも考慮しつつという。

○会長           だから、重伝建はさすがにできないだろうけれども、あとはどんどん増えていると思うんですよ。

済みません、15分ほど、よろしいですか。

○事務局          申しわけございません。

○会長           私の時計で32分なんですけど。

○事務局 45分まで。

○会長 45分でいい。

○事務局 はい。

○会長 じゃ、45分でお願いします。ちょっとそれまで休憩とさせていただきます。

(休憩)

○会長 それでは、議事に戻らせていただきまして、今お手元にお配りしたのが、審議会の答申の案でございまして、頭のほうに書いてあるのは、そういう諮問を受けたということでございまして、それに対する答申ということでございます。

重要なのが、その下記のところ、議案1、太陽光発電設備等の設置にかかわる景観計画の変更について。この太陽光基準を含めたものとして変更するわけでございまして、基準案については異議なく承認すると。これも、大体特にこの条項をどう変更しろという御意見はなかったものと思いますので、こういう表現にいたしました。

ただし、いろいろ本当に御意見をいただいたことを、以下の意見に付するものとするというところで2項目にわたって書き込みました。一つは、設置基準の数値にかかわらず、良好な景観を守り続けるという趣旨に基づき、広く市民に周知、啓発活動を行うこと。ちょっと文言がなれていないところがあるかもしれませんが、それはまた直すことがあれば直したいと思います。それから、第2点として、基準については、この景観計画のことですね、今後の社会状況の変化や太陽光発電等にかかわる技術革新に応じて適宜見直しを行うと。これ、3年とか2年とか5年という御意見もありましたけれども、余りその数値を入れるよりも、適宜必要に応じて見直すことという条項のほうがいいのではないかと判断いたしまして、こういう条文にさせていただきました。いかがでございでしょうか。

○委員 いいと思います。

○会長 ちょっと急につくったものですから、こなれていないところがあるかもしれませんが、てにをは文言につきましては、事務局と私に御一任いただいて、趣旨はもう変えることはございませんけれども、よろしゅうございでしょうか。

どうぞ。

○委員 全くオーケーなんです。一つだけ、やっぱり太陽光発電がこれから景観を大きく阻害することは危惧されるので、ということを私はぜひ入れていただきたいなという気はするんですけども。

○会長 入れるとすれば、太陽光発電が景観を阻害するというのはちょっと言い



過ぎだと思imasuので、景観と何というか、環境を、私ちょっと文章も出させていた  
だきましたけど、バランスのとれた景観計画、環境計画をつくるというような趣旨で  
一言入れさせていただくというのでどうでしょうか。

○委員           もう一度お願いします。

○会長           太陽光発電のパネルの設置が景観を大きく変化させることが予想される  
と。それについては、景観を損なわないようなバランスのとれた計画を期待するとか  
ね。ちょっと、阻害するとまで言うかね。

○事務局           著しくバランスぐらいを入れて。

○委員           何しろ、ここでかなり議論したのは、やっぱり太陽光がこれから大きく、  
阻害ということじゃなく、変容させるだろうと、そのことに対して十分認識して、市  
民も行政も当たっていく必要があるんだというのが基本的なことだと思うので、それ  
は入れていただきたいなど。

○会長           先生、ちょっとその、今からまたあれなので、お任せいただいてもいい  
ですか。

○委員           全く一任します。

○会長           それで、議事録と一緒にまた皆さんにも、この最終文言はお渡しいたし  
ますので、御確認いただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

○事務局           ありがとうございます。

○会長           長時間にわたって、審議事項について御意見をいただいて、ありがとう  
ございました。あと、まだ幾つかの報告事項がございますので、そちらに移りたいと  
思いますが、一応、議長の役割としてはここまでということでございますので、あと  
は事務局のほうにお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局           秋山会長、ありがとうございます。また、委員の皆さんにつきまし  
ては、私どもの諮問についていろいろな御意見を賜りましたけれども、結果的に御承  
認いただきましてありがとうございます。

もう少しお時間をいただいて、大変お疲れのところ申しわけないです、事務局から  
2件だけ御報告させていただきたいと思います。

1件目は、びわこ大津草津景観推進協議会の法定化ということでございます。パワ  
ーポイントで、事務局から説明させていただきたいと思います。

○事務局           では、報告案件の二つあるうちの一目でございまして、びわこ大津  
草津景観推進協議会の法定化についてということで、説明をさせていただきます。一

応、パワーポイントのほう、ページ数が多くなっておりませんが、時間もございますので、簡単に説明させていただきます。

資料の1ページ裏面、2ページ印刷のほうでお配りさせていただいております。資料6になります。

こちらのほう、大津市と草津市につきましては、平成25年度にびわこ大津草津景観推進協議会という、両市が連携して景観事業を行っていく協議会を立ち上げまして、1年交代で幹事市を交代しながら現在事業を行っておるところでございます。25年度にびわこ大津草津景観宣言というものを行いまして、翌年度に草津市のほうで東海道サミットを行いました。今年度、27年度につきましては、大津市のほうで景観づくりチャレンジ隊ということで、大津祭に合わせて事業を開催しております。

あわせまして、大津・草津の連携による事業の推進としまして、三つ重点事業を絞りまして、一つ目が、対岸景観、琵琶湖を挟んで大津市・草津市、見る・見られるの関係の対岸景観というための施策を検討。二つ目が、旧東海道でつながっております両市につきましては、旧東海道沿道の連続性のある景観形成。三つ目が、幹線道路における両市統一の屋外広告物のルールを統一していこうではないかということを中心事業に掲げて活動しております。

その中でございまして、現在の推進協議会のほうが連絡調整協議会という種類の協議会になってございまして、こちらのほうでは各連携事業等の推進等の連絡調整しかできないということがございます。先ほど説明させていただきました3点の景観のルール等を合わせて策定していくためには、もう一つ計画策定協議会というのが地方自治法に定められておりまして、そちらのほうにステップアップしていく必要があるということで、議会の議決を得て、そちらの計画策定協議会へ移行していきたいというものでございます。

こちらにつきましては、11月議会のほうで議決を諮りまして、会議で議決いただいた後、県のほうへ届出等の事務作業をしまして、新年度より新体制で運営開始ということになっておりまして、こちらのほうの議決を得てステップアップすることにつきまして、10月10日の大津祭のときの協議会で両市市長が同意をしたものでございます。

今年度の協議会の取り組みにつきましては、琵琶湖を挟んで対岸景観の形成・保全に向けた検討ということで進めておりまして、今年度、両市の対岸景観を代表する対岸眺望ポイントを選定していこうという動きで動いております。こちらにつきましては、近江八景等々のベースがございまして、それを踏まえて、今現在大津市で5ポイ

ント、草津市で4ポイントの地域におきまして、眺望ポイントとして設定していこうというところがございます。大体、今、選定途中の中で、両市とも1カ所を除いて、大津市4カ所、草津市3カ所で眺望ポイントとして設定していこうという動きでございます。

あわせまして、今年度、協議会の取り組みとして、対岸眺望撮影ポイントの整備というものがございまして、見る・見られるの関係でそのポイントのところ、選定ポイントのうち1カ所を撮影ポイントとして設定して、広く両市民にアピールしていこうという動きをやっております。こちらにつきましては、大津市のびわ湖大津館というところの外の湖岸公園のところ、琵琶湖を向いてハートマークが床に設置しております。そちらを受けて、草津市のほうも矢橋帰帆島地先のほうに眺望ポイントを設定して、対になる関係で眺望ポイントを設定しようとするものでございます。

今年度の動きとしまして、こちら柳ヶ崎のほうから矢橋方向を向いたところ、逆の、帰帆島から柳ヶ崎方向を見たところの写真になっておりまして、こちらにそれぞれこのようにハートマークを設置しております。こちら、大津市のポイントでございます。草津市のほうもそれを受けて、本年度矢橋帰帆島の緑地公園のところに設定しております。これらを対になる眺望ポイントとして市民に普及・啓発していく予定でございます。

その他の取り組み事項でございますが、旧東海道の景観・屋外広告物についてです。主に旧の東海道のところですね、看板につきまして、今、両市ともにいろんな種類の看板がついてございます。これに両市合わせたデザインのを付加するかどうかというところについて、今後、両協議会で調整を図っていくところでございます。

あと、それ以外の幹線道路の広告物による基準につきましても、共通化していけないかというのを進めてまいります。

協議会の報告については、以上となります。

○事務局 法定協議会といたしました、先ほど計画策定法定協議会ということで、地方自治法上では計画を策定する法定協議会と、あとは、それぞれ行政事務を執行する法定協議会があるんですが、今回は計画をともにつくっていこうという協議会でございます。そうしたら来年度からすぐつくっていくのかということではなくて、そういうものに向けて、例えばこういう例でございますと、関門と、木曾川ですね。そこらが例としてありまして、特に琵琶湖周辺、市は多くあるんですけども、大津市と草津市で東海道でもつながっているし、琵琶湖を挟んでつながっているということで、今回両市長が合意されて、いよいよ本格的に考えていこうと。これで、少し時間はか

かと思うんですが、景観計画をつくっていったときには、また見直しなり、それに合わせて景観計画の見直しということも、今後流れとしてはあるということで、来年すぐするという事ではないんですが、そういう地道な活動をしながら将来そこへ向けてやっていきたいということで考えているということで御理解いただきたいと思います。また、眺望ポイントにつきましては、最終確定といいますか、今後、選定作業等を進めまして、また皆様方にしっかり報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会長           どうぞ。どんどん進めてください。

○事務局           特によろしいですか。

○委員           ちょっと一言。

○事務局           はい。

○委員           大津市さんと草津市さんがやられていることで、一応県として一言というのと、ちょっと何か、とめているような印象になるけど、そういうことじゃなくて、一応この資料のほうの18ページとか29ページにも一応記載していただいているように、滋賀県としてもこういった景観保全の観点から、もう既に琵琶湖の対岸の眺望の景観ポイント等も選定しております。また、29ページのほうでもありますけど、やはり旧街道筋というのは、複数の市町さんにまたがるということもあって、一つの市町だけの景観だけで構成されるということじゃなくて、やはり街道としての景観というのも重要だというふうに考えております。

対立するということではなく、いい情報は、ぜひ草津市さん・大津市さんからもいただきたいと思いますし、ぜひ県とほかの市町さんとの取り組みも参考にしてやっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いますということです。

○会長           ほかに何か御意見ございますか。

○事務局           では、続きまして、報告案件の2点目、くさつ景観グランプリの実施結果についてということで報告がございます。

こちらについては、資料7のほうのペーパーのほうで説明させていただきます。

目的のところがございます、歴史的・都市的景観に調和した広告物等々について、市のほうで表彰することで、市民に対して啓発をして、屋外広告物等を含めてですね、意識向上を図ろうとするものでございます。

今年度につきましては、三つのカテゴリーで行っておりまして、一つ目が都市デザイン賞、こちらは公募でございます。都市デザイン等々にすぐれた看板をグランプリ

として表彰していこうというもの。

二つ目が、景観協力賞ということで、企業さんの看板などで景観に配慮して、よりよい景観に配慮した看板等につけかえられるとか、そういうところについて公募を行いまして、表彰しようとするものでございます。

3点目の、「これからのくさつ」景観広告賞につきましては、成安造形大学と立命館大学の各学生さんが共同で草津エリアと南草津エリアそれぞれを歩きまして、これからの草津として景観にいいなという看板を選考して、それを表彰しようとするものでございます。学生さんにつきましては、8月末に草津エリア・南草津エリアを歩かれまして、看板の選考をされました。それらの看板等、その他候補になったものにつきまして、9月末に審査会を開きまして、そちらのほうで審査・認定いただいているところでございます。審査会の委員につきましては、2ページ目、裏面のところに審査員の一覧を載せさせていただいております。立命館大学及び成安造形大学の先生と学生から代表者、および、広告物の組合の理事に審査をいただいております。

公募のあったもののうち、都市デザイン賞につきましては、8点から審査会で1点選考させていただきまして、景観協力賞については4点ノミネートが挙がっておりますところ、企業さんの景観に配慮していただいた部分に優劣をつけるべきではないというところで、4点全て認定となっております。学生のノミネートのところについては、学生が歩かれて見つけられた看板の中から2点、各エリア1点ずつを審査会で認定したような形となっております。

認定した看板につきましては、次のページの表彰広告物のところで挙げさせていただいているところです。都市デザイン賞については、南草津にありますe x - f aさんという美容院です。こちらの看板につきましては、看板の文字のところを全部穴抜きにして看板にされたということで、ちょっと写真では写りにくい看板になっておりますが、文字とかを派手な色にするとかでなくて、あえて穴にすることで看板になるというイメージ等々がよい看板だということで審査会のほうで選ばれている部分でございます。

景観協力賞につきましては4点挙がっておりまして、麒麟堂につきましては、コーポレートカラーが赤ベースのところを白ベースに配慮していただいて変えていただいているところがございます。ニッポンレンタカーのほうにつきましても同じように、コーポレートカラーを通常の、ほかの店舗ですと赤がベースとなることを白基調のものにデザイン変更されているということです。下のほうに移りまして、寿司清と万善呉服店につきましては、本陣前通りのお店でございますけれども、町並みに合わ

せて昔の看板から木目調をメインとした看板に改修していただいたところでございます。

「これからのくさつ」景観広告賞につきましては学生が選ばれたところでございまして、草津エリアでは、草津エストピアホテルの木製の縦の格子の看板を選ばれました。南草津エリアにつきましては、ゆ屋という居酒屋になります。こちらが選ばれております。こちらは、居酒屋なので夜に営業される際に照明等をつけられますと、窓のようにはめ込まれたゆ屋さんの看板が内側から照明がつきましてお店の名前が浮き上がると、看板をあからさまに掲げるのではなく、店構えも含めて景観に配慮をされているということで選ばれております。

以上の点を景観グランプリという形で表彰する予定でございまして、11月7日に「市民ふれあい秋まつり」というのが市役所で、各市民団体等の発表会等があるんですけれども、そちらのほうのステージ発表で時間をいただいて、発表と表彰をさせていただくのとあわせまして、パンフレットをつくりまして市民に周知を図っていく予定でございます。

グランプリの報告としては、以上になります。

○会長 ありがとう。

何か、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 このグランプリ、屋外広告部門と書いているんですが、この広告以外も何かあるんですか。

○事務局 グランプリとしましては、建物の部門などがございましてけれども、たちまち今年度として実施させていただいているのは、屋外広告物の部門だけとなっております。

○会長 よろしゅうございますか。

どなたかほかに、御質問ございませんか。

それでは、大変長時間にわたりまして、もう5時を過ぎておりますのに御審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、私、一旦お返ししたつもりだったんですけど。

○事務局 私が仕切らなければいけないのに、申しわけございません。

以上で、報告事項を終了したいと思います。

最後に、閉会に当たりまして、私どもの都市計画部副部長であります門地のほうから御挨拶申しあげます。

○門地都市計画部副部長            都市計画部の門地と申します。

本日は、本当に大変長時間にわたりまして御審議いただきまして、本当にありがとうございます。皆様にいただきました御意見につきましては、今後の景観形成に反映させていただきたく存じます。

今回御審議いただきました内容につきましては、先ほど一浦からお話がありましたように、県内で初めて景観形成を策定するものでございます。発電設備の設置下におかれましては、景観と経済の両立をいただきながら、よりよい景観の保全に役立てていただけるものと考えております。

今後とも、皆様方の御理解と御協力をいただきますことをお願い申しあげまして、大変簡単ではございますが、お礼といたします。本日は、まことにありがとうございます。

○事務局            以上で終わりでございます。

(午後5時00分閉会)